

集中変革期間での変革プラン

1 条件付き公募の見直し

指定管理者に行わせる業務内容等を勘案して、市長が適当と認められた事業者に限り申請を可能とする「条件付き公募（≡特命随意契約）」のうち、「施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体と密接に関連している施設」においては、外郭団体が指定管理者となっている。

競争性を確保するためには、条件付き公募の見直しも必要となるが、外郭団体が指定管理者となっている条件付き公募施設の見直しに当たっては、外郭団体のあり方と、外郭団体が関与している事業分野の見直しを踏まえた検討が必要。

これらの見直しは、「北九州市政変革推進プラン」に基づく経営分析の中で行うこととなり、同プランの集中変革期間（令和6～8年度）で検討を行うため、令和6年度の条件付き公募については、指定期間を原則3年間とする。

2 公共施設マネジメント の視点からの見直し

指定管理者制度の導入・更新にあたっては、施設に頼らなくてもより良い公共サービスが実現できないかという視点に立ち、ハードからソフトへのサービス提供方法の転換ができないかなど、行政サービスのあり方からの再検討が必要。

また、公の施設のあり方を見直すためには、投資的経費について適正水準を定めたことと同様に、施設の維持管理にかかる運営経費の適正水準の設定についても、あわせて検討が必要。

3 公園施設のあり方を見直し

公民連携による市民・企業が主体的に公園の管理運営に参加する仕組みづくり等として、都市公園における「行為の許可」の民間委譲の検討が必要。

（1）外郭団体への指定管理業務の点検

- ・条件付き公募で指定管理を行っている外郭団体のあり方と併せた業務の見直し

（2）外郭団体が関与する業務の点検

- ・外郭団体が行っている事業分野（例：文化振興施策、公園事業、市営住宅事業等）の見直し

（3）施設のあり方を見直し

- ・行政サービスのあり方の再検討（ハードからソフトへの行政サービス提供方法の転換）
- ・施設の維持管理にかかる運営経費の適正水準の検討（参考：投資的経費620億円／年）

（4）使用料・利用料金を見直し

- ・受益者負担の考え方に基づく料金見直し
- ・時間外利用や施設設備への新たな料金設定の検討

（5）減免制度の見直し

- ・減免制度の運用基準の見直し
- ・減免時の運用面を含むリスク分担の見直し

（6）指定管理者の業務範囲（裁量）拡大

- ・都市公園における「行為の許可」の指定管理者への委譲を検討
- ・当該許可における使用料への利用料金制導入を検討